

## (介護予防)通所リハビリテーション 1割負担利用料金表

## 1 利用料

## 【通所リハビリテーション(要介護)】

※訳 セラピスト(理学療法士:PT、作業療法士:OT、言語聴覚士:ST)

基本報酬	介護区分・金額				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	402円/日	433円/日	467円/日	499円/日	535円/日
2時間以上3時間未満	417円/日	478円/日	542円/日	604円/日	666円/日
3時間以上4時間未満	529円/日	615円/日	700円/日	809円/日	916円/日
4時間以上5時間未満	602円/日	699円/日	795円/日	919円/日	1,042円/日
5時間以上6時間未満	677円/日	803円/日	927円/日	1,074円/日	1,219円/日
6時間以上7時間未満	778円/日	925円/日	1,068円/日	1,237円/日	1,404円/日
7時間以上8時間未満	829円/日	983円/日	1,138円/日	1,322円/日	1,501円/日
項目	金額	サービス内容や要件等			
理学療法士等体制強化加算	33円/日	1日につき	1～2時間未満のみのサービス提供で、セラピストを専従かつ常勤で2名以上配置。		
延長加算(8～9時間未満)	55円/日	1日につき	7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活の世話をを行った場合であつて、通所リハビリテーションの所要時間と前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が8時間以上となった場合。		
延長加算(9～10時間未満)	109円/日				
延長加算(10～11時間未満)	164円/日				
延長加算(11～12時間未満)	218円/日				
延長加算(12～13時間未満)	272円/日				
延長加算(13～14時間未満)	327円/日				
リハビリテーション提供体制加算		1日につき	通所リハビリテーション事業所において、常時、事業所に配置されているセラピストの合計数が、事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。		
3時間以上4時間未満	13円/日				
4時間以上5時間未満	18円/日				
5時間以上6時間未満	22円/日				
6時間以上7時間未満	27円/日				
7時間以上	31円/日				
入浴介助加算(Ⅰ)	44円/日	1日につき	入浴介助を適切に行うことができる人員と設備を有して、入浴介助を行う。		
入浴介助加算(Ⅱ)	66円/日	1日につき	上記の要件に加え、医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作や浴室の環境の評価を行う。それにより、利用者自身や家族の介助で入浴を行う事が困難な場合、医師等がケアマネジャー・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具や住宅改修等の助言を行う。また、セラピストが医師と連携し、自宅浴室での動作や浴室環境等を踏まえた個別の入浴計画をたて、事業所で自宅浴室に近い環境での入浴介助を行う。		
リハビリテーション マネジメント加算(イ)	610円/月	開始月から 6月以内	①通所リハビリテーションの医師が、事業所のセラピストに対し以下の指示とリハビリテーション計画書への記載を行う。(1)利用者に対するリハビリテーションの目的の指示 (2)リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリを中止する際の基準、利用者に対するリハビリテーションの負荷等のうちいずれか1以上の指示 (3)3月以上の継続したリハビリテーションが必要と判断する理由を記載 (4)その他の介護サービスへの移行の見通しを記載 ②通所開始日から起算して1月以内に医師又はセラピストが居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行う。 ③リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。 ④セラピストがケアマネジャーを通じて、利用者に係る介護サービス従業者に対し、日常生活の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する。 ⑤セラピストが利用者の居宅を訪問し、利用者に係る介護サービス従業者、又は家族に対し、日常生活の留意点、介護の工夫等に関する助言を行う。 ⑥6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、通所リハビリ医師が参加しリハビリテーション会議の開催とリハビリテーションの計画を見直す。 ⑦リハビリテーション計画を作成したセラピストが利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、説明した内容等について通所リハビリテーションの医師へ報告する。		
	262円/月	開始月から 6月以降			
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	646円/月	開始月から 6月以内	上記リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。		
	297円/月	開始月から 6月以降			
リハビリテーション マネジメント加算(ハ)	863円/月	開始月から 6月以内	上記リハビリテーションマネジメント加算(イ)・(ロ)の要件に加え、以下を満たしている事。 ①管理栄養士を1名以上配置。 ②他職種共同で利用者毎の栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行う。 ③言語聴覚士、又は看護師が他職種共同で利用者毎の口腔の健康状態を評価し、解決すべき課題の把握を行う ④関係職種が利用者毎のリハビリテーション計画内容の情報等や、口腔の健康状態・栄養状態を相互に共有する ⑤共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画書を見直し、その内容を関係職種に対して情報提供をしている。		
	515円/月	開始月から 6月以降			
医師によるリハビリテーション マネジメント加算の説明	294円/月	1回につき	リハビリテーション計画について、通所リハビリテーションの医師が利用者、又は家族に対して説明し、同意を得る。		
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	120円/日	1日につき	退院、退所、初回の介護認定日から起算し3月以内の期間にリハビリテーションを集中的(1週間に2回以上、1日当り40分以上)に実施。		
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	262円/日	開始日から 3月以内	①認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、セラピストが集中的なリハビリテーションを個別に行う。 ②1日に20分以上、1週間に2日を限度		
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	2,089円/月	開始月から 3月以内	①上記、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)の(1)に同じ。 ②1月に4回以上、生活機能向上に資するリハビリテーションを実施。 ③リハビリテーションの実施頻度・場所・時間を計画する。		
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	1,360円/月	開始月から 6月以内	生活行為の内容の充実を図るため、リハビリテーションの目標・実施頻度・場所・時間等を計画書に定めて、リハビリテーションを計画的に実施する。リハビリテーション実施期間中及びリハビリテーション提供終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告する。リハビリテーションマネジメント加算(A)・(B)のいずれかを算定している事。事業所の医師又は医師の指示を受けたセラピストが利用者宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する。		
若年性認知症利用者受入加算	66円/日	1日につき	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定める。		
栄養アセスメント加算	55円/月	1月につき	管理栄養士を1名以上配置している。利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。		
栄養改善加算	218円/日	1回につき	管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能・食形態に配慮した栄養ケア計画の作成と、進捗状況の定期的な評価を行なう。また、必要に応じ居宅を訪問する。原則3月以内、月2回を限度。		
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅰ)	22円/日	1回につき	事業所の従業者が、利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び航空機機能向上加算との併算不可)		
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅱ)	6円/日	1回につき	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)		

介護給付対象

加算

口腔機能向上加算(Ⅰ)	164円/日	1回につき	他職種が共同し口腔機能改善管理指導計画を作成し、ST・看護師等が口腔機能向上サービスを行い、進捗状況を定期的に評価する。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	169円/日	1回につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。リハマネ加算(ハ)を算定している。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	174円/日	1回につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。リハマネ加算(ハ)を算定していない。原則3月以内、月2回を限度。
重度療養管理加算	109円/日	1日につき	要介護3～5であり、喀痰吸引、人口呼吸器、中心静脈注射、人工腎臓、心機能障害、呼吸障害、膀胱又は直腸の機能障害でスタマ配置、経鼻胃管、胃ろう、褥瘡治療、気管支切開の方に継続的な管理と処置を行う。
中重度者ケア体制加算	22円/日	1日につき	前年度に要介護度3以上の利用者の占める割合が30%以上であった場合。
科学的介護推進体制加算	44円/月	1月につき	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
事業所が送迎を行わない場合	-52円/日	片道につき	利用者が自ら通う場合、ご家族が送迎を行う場合等。
移行支援加算	13円/日	1日につき	前年度に通所リハビリテーションを終了した利用者のうち、通所介護等への移行や社会参加に取り組んだ者の占める割合が5%を超えている。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円/日	1日につき	介護福祉士を70%以上配置、または、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20円/日	1日につき	介護福祉士を50%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円/日	1日につき	介護福祉士を40%以上配置、または、勤続7年以上の介護職員を30%以上配置。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(金額)×8.6%		①職位等に応じた任用要件・賃金体系の整備をしている ②資質向上のための計画を策定し、研修の機会を設け実施している ③経験や資格等に応じ昇給する仕組みや、定期昇給を判定する仕組みや一定の基準を設けている ④賃金改善以外に職場環境改善等の取組を実施している
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位(金額)×8.3%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	総単位(金額)×6.6%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位(金額)×5.3%		

【介護予防通所リハビリテーション(要支援)】

基本報酬	介護区分・金額		サービス内容や要件等
	要支援1	要支援2	
	2,468円/月	4,600円/月	
若年性認知症利用者受入加算	262円/月	1月につき	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定める。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	612円/月	開始月から6月以内	生活行為の内容の充実を図るため、リハビリテーションの目標・実施頻度・場所・時間等を計画書に定めて、リハビリテーションを計画的に実施する。リハビリテーション実施期間中及びリハビリテーション提供終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告する。事業所の医師又は医師の指示を受けたセラピストが利用者宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する。
栄養アセスメント加算	55円/月	1月につき	管理栄養士を1名以上配置している。利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
栄養改善加算	218円/月	1月につき	管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能・食形態に配慮した栄養ケア計画の作成と、進捗状況の定期的な評価を行う。また、必要に応じて居室を訪問する。原則3月以内。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22円/月	1月につき	事業所の従業者が、利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び航空機能向上加算との併算不可)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6円/月	1月につき	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	164円/月	1月につき	他職種が共同し口腔機能改善管理指導計画を作成し、ST・看護師等が口腔機能向上サービスを行い、進捗状況を定期的に評価する。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	174円/月	1月につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。原則3月以内、月2回を限度。
一体的サービス提供加算	523円/月	1月につき	①栄養改善サービス・口腔機能向上サービスを実施している。 ②栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかを1月に2回以上行う。 ③栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定していない
退院時共同指導加算	653円/月	1回につき	入院中の者が退院する際、通所リハビリテーション事業所の医師又はセラピストが退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行い、リハビリテーション計画書に反映。
科学的介護推進体制加算	44円/月	1月につき	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	96円/月	1月につき	介護福祉士を70%以上配置、または、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	79円/月	1月につき	介護福祉士を50%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	27円/月	1月につき	介護福祉士を40%以上配置、または、勤続7年以上の介護職員を30%以上配置。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(金額)×8.6%		①職位等に応じた任用要件・賃金体系の整備をしている ②資質向上のための計画を策定し、研修の機会を設け実施している ③経験や資格等に応じ昇給する仕組みや、定期昇給を判定する仕組みや一定の基準を設けている ④賃金改善以外に職場環境改善等の取組を実施している
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位(金額)×8.3%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	総単位(金額)×6.6%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位(金額)×5.3%		

※介護報酬は所定単位数により算出するので、表記料金と請求料金に誤差が生じる場合があります。

2 介護保険外負担利用料金 \*ご希望によりご利用いただいた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

項目	金額	内容
食費	740円/日	昼食・おやつ等の食材費等
利用者等が選定する特別なサービス費	実費	事業所外で行うリハビリテーションプログラムに同行する職員の、それに係る費用(公共交通機関や施設料金等)
教養娯楽費	実費	本人・家族の希望で倶楽部などの娯楽(手芸・手工芸・陶芸等)における材料費
特別行事費	実費	本人・家族の希望で季節行事等や講師を招いて行事を行う場合の費用
テーブルオムツ(税別)	161円/枚	
リハビリパンツ(税別)	200円/枚	
尿とりパット(税別)	47円/枚	
区域外送迎費(税込)	150円/片道	通常の送迎実施地域以外での送迎費用
コピー代(税込)	10円/枚	個人の希望によりB5～A3サイズ内でコピーした場合(カラーコピーはできません)

※オムツ・パンツ・パットは税別(外税)、区域外送迎費とコピー代は税込(内税)の表記となっております。

## (介護予防)通所リハビリテーション 2割負担利用料金表

## 1 利用料

## 【通所リハビリテーション(要介護)】

※訳 セラピスト(理学療法士:PT、作業療法士:OT、言語聴覚士:ST)

基本報酬	介護区分・金額					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1時間以上2時間未満	803円/日	866円/日	934円/日	997円/日	1,069円/日	
2時間以上3時間未満	834円/日	956円/日	1,084円/日	1,208円/日	1,332円/日	
3時間以上4時間未満	1,058円/日	1,230円/日	1,399円/日	1,617円/日	1,832円/日	
4時間以上5時間未満	1,204円/日	1,397円/日	1,589円/日	1,837円/日	2,083円/日	
5時間以上6時間未満	1,354円/日	1,606円/日	1,854円/日	2,148円/日	2,437円/日	
6時間以上7時間未満	1,556円/日	1,850円/日	2,135円/日	2,474円/日	2,807円/日	
7時間以上8時間未満	1,658円/日	1,965円/日	2,276円/日	2,644円/日	3,001円/日	
項目	金額	サービス内容や要件等				
理学療法士等体制強化加算	66円/日	1日につき	1～2時間未満のみのサービス提供で、セラピストを専従かつ常勤で2名以上配置。			
延長加算(8～9時間未満)	109円/日	1日につき	7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活の世話をを行った場合であつて、通所リハビリテーションの所要時間と前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が8時間以上となった場合。			
延長加算(9～10時間未満)	218円/日					
延長加算(10～11時間未満)	327円/日					
延長加算(11～12時間未満)	436円/日					
延長加算(12～13時間未満)	544円/日					
延長加算(13～14時間未満)	653円/日					
リハビリテーション提供体制加算		1日につき	通所リハビリテーション事業所において、常時、事業所に配置されているセラピストの合計数が、事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。			
3時間以上4時間未満	26円/日					
4時間以上5時間未満	35円/日					
5時間以上6時間未満	44円/日					
6時間以上7時間未満	53円/日					
7時間以上	61円/日					
入浴介助加算(Ⅰ)	87円/日					
入浴介助加算(Ⅱ)	131円/日	1日につき	上記の要件に加え、医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作や浴室の環境の評価を行う。それにより、利用者自身や家族の介助で入浴を行う事が困難な場合、医師等がケアマネジャー・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具や住宅改修等の助言を行う。また、セラピストが医師と連携し、自宅浴室での動作や浴室環境等を踏まえた個別の入浴計画をたて、事業所で自宅浴室に近い環境での入浴介助を行う。			
リハビリテーション マネジメント加算(イ)	1,219円/月	開始月から 6月以内	①通所リハビリテーションの医師が、事業所のセラピストに対し以下の指示とリハビリテーション計画書への記載を行う。(1)利用者に対するリハビリテーションの目的の指示 (2)リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリを中止する際の基準、利用者に対するリハビリテーションの負荷等のうちいずれか1以上の指示 (3)3月以上の継続したリハビリテーションが必要と判断する理由を記載 (4)その他の介護サービスへの移行の見通しを記載 ②通所開始日から起算して1月以内に医師又はセラピストが居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行う。 ③リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。 ④セラピストがケアマネジャーを通じて、利用者に係る介護サービス従業者に対し、日常生活の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する。 ⑤セラピストが利用者の居宅を訪問し、利用者に係る介護サービス従業者、又は家族に対し、日常生活の留意点、介護の工夫等に関する助言を行う。 ⑥6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、通所リハビリ医師が参加しリハビリテーション会議の開催とリハビリテーションの計画を見直す。 ⑦リハビリテーション計画を作成したセラピストが利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、説明した内容等について通所リハビリテーションの医師へ報告する。			
	523円/月	開始月から 6月以降				
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	1,291円/月	開始月から 6月以内	上記リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。			
	594円/月	開始月から 6月以降				
リハビリテーション マネジメント加算(ハ)	1,726円/月	開始月から 6月以内	上記リハビリテーションマネジメント加算(イ)・(ロ)の要件に加え、以下を満たしている事。 ①管理栄養士を1名以上配置。 ②他職種共同で利用者毎の栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行う。 ③言語聴覚士、又は看護師が他職種共同で利用者毎の口腔の健康状態を評価し、解決すべき課題の把握を行う ④関係職種が利用者毎のリハビリテーション計画内容の情報等や、口腔の健康状態・栄養状態を相互に共有する ⑤共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画書を見直し、その内容を関係職種に対して情報提供をしている。			
	1,030円/月	開始月から 6月以降				
医師によるリハビリテーション マネジメント加算の説明	588円/月	1回につき	リハビリテーション計画について、通所リハビリテーションの医師が利用者、又は家族に対して説明し、同意を得る。			
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	240円/日	1日につき	退院、退所、初回の介護認定日から起算し3月以内の期間にリハビリテーションを集中的(1週間に2回以上、1日当り40分以上)に実施。			
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	523円/日	開始日から 3月以内	①認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、セラピストが集中的なリハビリテーションを個別に行う。 ②1日に20分以上、1週間に2日を限度			
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	4,178円/月	開始月から 3月以内	①上記、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)の(1)に同じ。 ②1月に4回以上、生活機能向上に資するリハビリテーションを実施。 ③リハビリテーションの実施頻度・場所・時間を計画する。			
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	2,720円/月	開始月から 6月以内	生活行為の内容の充実を図るため、リハビリテーションの目標・実施頻度・場所・時間等を計画書に定めて、リハビリテーションを計画的に実施する。リハビリテーション実施期間中及びリハビリテーション提供終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告する。リハビリテーションマネジメント加算(A)・(B)のいずれかを算定している事。事業所の医師又は医師の指示を受けたセラピストが利用者宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する。			
若年性認知症利用者受入加算	131円/日	1日につき	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定める。			
栄養アセスメント加算	109円/月	1月につき	管理栄養士を1名以上配置している。利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。			
栄養改善加算	436円/日	1回につき	管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能・食形態に配慮した栄養ケア計画の作成と、進捗状況の定期的な評価を行なう。また、必要に応じ居宅を訪問する。原則3月以内、月2回を限度。			
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅰ)	44円/日	1回につき	事業所の従業者が、利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び航空機能向上加算との併算不可)			
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅱ)	11円/日	1回につき	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)			

介護給付対象

加算

口腔機能向上加算(Ⅰ)	327円/日	1回につき	他職種が共同し口腔機能改善管理指導計画を作成し、ST・看護師等が口腔機能向上サービスを行い、進捗状況を定期的に評価する。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	338円/日	1回につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。リハマネ加算(ハ)を算定している。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	348円/日	1回につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。リハマネ加算(ハ)を算定していない。原則3月以内、月2回を限度。
重度療養管理加算	218円/日	1日につき	要介護3～5であり、喀痰吸引、人口呼吸器、中心静脈注射、人工腎臓、心機能障害、呼吸障害、膀胱又は直腸の機能障害でストマ配置、経鼻胃管、胃ろう、褥瘡治療、気管支切開の方に継続的な管理と処置を行う。
中重度者ケア体制加算	44円/日	1日につき	前年度に要介護度3以上の利用者の占める割合が30%以上であった場合。
科学的介護推進体制加算	87円/月	1月につき	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
事業所が送迎を行わない場合	-103円/日	片道につき	利用者が自ら通う場合、ご家族が送迎を行う場合等。
移行支援加算	26円/日	1日につき	前年度に通所リハビリテーションを終了した利用者のうち、通所介護等への移行や社会参加に取り組んだ者の占める割合が5%を超えている。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	48円/日	1日につき	介護福祉士を70%以上配置、または、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	39円/日	1日につき	介護福祉士を50%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	13円/日	1日につき	介護福祉士を40%以上配置、または、勤続7年以上の介護職員を30%以上配置。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(金額)×8.6%		①職位等に応じた任用要件・賃金体系の整備をしている ②資質向上のための計画を策定し、研修の機会を設け実施している ③経験や資格等に応じ昇給する仕組みや、定期昇給を判定する仕組みや一定の基準を設けている ④賃金改善以外に職場環境改善等の取組を実施している
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位(金額)×8.3%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	総単位(金額)×6.6%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位(金額)×5.3%		

【介護予防通所リハビリテーション(要支援)】

基本報酬	介護区分・金額		サービス内容や要件等
	要支援1	要支援2	
	4,935円/月	9,200円/月	
若年性認知症利用者受入加算	523円/月	1月につき	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定める。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,223円/月	開始月から6月以内	生活行為の内容の充実を図るため、リハビリテーションの目標・実施頻度・場所・時間等を計画書に定めて、リハビリテーションを計画的に実施する。リハビリテーション実施期間中及びリハビリテーション提供終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告する。事業所の医師又は医師の指示を受けたセラピストが利用者宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する。
栄養アセスメント加算	109円/月	1月につき	管理栄養士を1名以上配置している。利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
栄養改善加算	436円/月	1月につき	管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能・食形態に配慮した栄養ケア計画の作成と、進捗状況の定期的な評価を行う。また、必要に応じ居宅を訪問する。原則3月以内。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	44円/月	1月につき	事業所の従業者が、利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び航空機能向上加算との併算不可)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	11円/月	1月につき	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	327円/月	1月につき	他職種が共同し口腔機能改善管理指導計画を作成し、ST・看護師等が口腔機能向上サービスを行い、進捗状況を定期的に評価する。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	348円/月	1月につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。原則3月以内、月2回を限度。
一体的サービス提供加算	1,045円/月	1月につき	①栄養改善サービス・口腔機能向上サービスを実施している。 ②栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかを1月に2回以上行う。 ③栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定していない
退院時共同指導加算	1,306円/月	1回につき	入院中の者が退院する際、通所リハビリテーション事業所の医師又はセラピストが退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行い、リハビリテーション計画書に反映。
科学的介護推進体制加算	87円/月	1月につき	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	支援1 192円/月 支援2 383円/月	1月につき	介護福祉士を70%以上配置、または、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	支援1 157円/月 支援2 314円/月	1月につき	介護福祉士を50%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	支援1 53円/月 支援2 105円/月	1月につき	介護福祉士を40%以上配置、または、勤続7年以上の介護職員を30%以上配置。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(金額)×8.6%		①職位等に応じた任用要件・賃金体系の整備をしている ②資質向上のための計画を策定し、研修の機会を設け実施している ③経験や資格等に応じ昇給する仕組みや、定期昇給を判定する仕組みや一定の基準を設けている ④賃金改善以外に職場環境改善等の取組を実施している
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位(金額)×8.3%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	総単位(金額)×6.6%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位(金額)×5.3%		

※介護報酬は所定単位数により算出するので、表記料金と請求料金に誤差が生じる場合があります。

2 介護保険外負担利用料金 \*ご希望によりご利用いただいた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

項目	金額	内容
食費	740円/日	昼食・おやつ等の食材費等
利用者等が選定する特別なサービス費	実費	事業所外で行うリハビリテーションプログラムに同行する職員の、それに係る費用(公共交通機関や施設料金等)
教養娯楽費	実費	本人・家族の希望で倶楽部などの娯楽(手芸・手工芸・陶芸等)における材料費
特別行事費	実費	本人・家族の希望で季節行事等や講師を招いて行事を行う場合の費用
テーブルオムツ(税別)	161円/枚	
リハビリパンツ(税別)	200円/枚	
尿とりパット(税別)	47円/枚	
区域外送迎費(税込)	150円/片道	通常の送迎実施地域以外での送迎費用
コピー代(税込)	10円/枚	個人の希望によりB5～A3サイズ内でコピーした場合(カラーコピーはできません)

※オムツ・パンツ・パットは税別(外税)、区域外送迎費とコピー代は税込(内税)の表記となっております。

## (介護予防)通所リハビリテーション 3割負担利用料金表

## 1 利用料

## 【通所リハビリテーション(要介護)】

※訳 セラピスト(理学療法士:PT、作業療法士:OT、言語聴覚士:ST)

基本報酬	介護区分・金額				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	1,205円/日	1,299円/日	1,401円/日	1,495円/日	1,603円/日
2時間以上3時間未満	1,251円/日	1,433円/日	1,626円/日	1,812円/日	1,998円/日
3時間以上4時間未満	1,587円/日	1,845円/日	2,099円/日	2,425円/日	2,748円/日
4時間以上5時間未満	1,805円/日	2,096円/日	2,383円/日	2,755円/日	3,124円/日
5時間以上6時間未満	2,031円/日	2,409円/日	2,781円/日	3,222円/日	3,656円/日
6時間以上7時間未満	2,334円/日	2,775円/日	3,202円/日	3,711円/日	4,211円/日
7時間以上8時間未満	2,487円/日	2,948円/日	3,414円/日	3,966円/日	4,501円/日
項目	金額	サービス内容や要件等			
理学療法士等体制強化加算	98円/日	1日につき	1～2時間未満のみのサービス提供で、セラピストを専従かつ常勤で2名以上配置。		
延長加算(8～9時間未満)	164円/日	1日につき	7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活の世話をを行った場合であつて、通所リハビリテーションの所要時間と前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が8時間以上となった場合。		
延長加算(9～10時間未満)	327円/日				
延長加算(10～11時間未満)	490円/日				
延長加算(11～12時間未満)	653円/日				
延長加算(12～13時間未満)	816円/日				
延長加算(13～14時間未満)	980円/日				
リハビリテーション提供体制加算		1日につき	通所リハビリテーション事業所において、常時、事業所に配置されているセラピストの合計数が、事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。		
3時間以上4時間未満	39円/日				
4時間以上5時間未満	53円/日				
5時間以上6時間未満	66円/日				
6時間以上7時間未満	79円/日				
7時間以上	92円/日				
入浴介助加算(Ⅰ)	131円/日	1日につき	入浴介助を適切に行うことができる人員と設備を有して、入浴介助を行う。		
入浴介助加算(Ⅱ)	196円/日	1日につき	上記の要件に加え、医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作や浴室の環境の評価を行う。それにより、利用者自身や家族の介助で入浴を行う事が困難な場合、医師等がケアマネジャー・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具や住宅改修等の助言を行う。また、セラピストが医師と連携し、自宅浴室での動作や浴室環境等を踏まえた個別の入浴計画をたて、事業所で自宅浴室に近い環境での入浴介助を行う。		
リハビリテーション マネジメント加算(イ)	1,828円/月	開始月から 6月以内	①通所リハビリテーションの医師が、事業所のセラピストに対し以下の指示とリハビリテーション計画書への記載を行う。(1)利用者に対するリハビリテーションの目的の指示 (2)リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリを中止する際の基準、利用者に対するリハビリテーションの負荷等のうちいずれか1以上の指示 (3)3月以上の継続したリハビリテーションが必要と判断する理由を記載 (4)その他の介護サービスへの移行の見通しを記載 ②通所開始日から起算して1月以内に医師又はセラピストが居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行う。 ③リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。 ④セラピストがケアマネジャーを通じて、利用者に係る介護サービス従業者に対し、日常生活の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する。 ⑤セラピストが利用者の居宅を訪問し、利用者に係る介護サービス従業者、又は家族に対し、日常生活の留意点、介護の工夫等に関する助言を行う。 ⑥6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、通所リハビリ医師が参加しリハビリテーション会議の開催とリハビリテーションの計画を見直す。 ⑦リハビリテーション計画を作成したセラピストが利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、説明した内容等について通所リハビリテーションの医師へ報告する。		
	784円/月	開始月から 6月以降			
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	1,936円/月	開始月から 6月以内	上記リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。		
	891円/月	開始月から 6月以降			
リハビリテーション マネジメント加算(ハ)	2,589円/月	開始月から 6月以内	上記リハビリテーションマネジメント加算(イ)・(ロ)の要件に加え、以下を満たしている事。 ①管理栄養士を1名以上配置。 ②他職種共同で利用者毎の栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行う。 ③言語聴覚士、又は看護師が他職種共同で利用者毎の口腔の健康状態を評価し、解決すべき課題の把握を行う ④関係職種が利用者毎のリハビリテーション計画内容の情報等や、口腔の健康状態・栄養状態を相互に共有する ⑤共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画書を見直し、その内容を関係職種に対して情報提供をしている。		
	1,544円/月	開始月から 6月以降			
医師によるリハビリテーション マネジメント加算の説明	882円/月	1回につき	リハビリテーション計画について、通所リハビリテーションの医師が利用者、又は家族に対して説明し、同意を得る。		
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	359円/日	1日につき	退院、退所、初回の介護認定日から起算し3月以内の期間にリハビリテーションを集中的(1週間に2回以上、1日当り40分以上)に実施。		
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	784円/日	開始日から 3月以内	①認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、セラピストが集中的なリハビリテーションを個別に行う。 ②1日に20分以上、1週間に2日を限度		
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	6,267円/月	開始月から 3月以内	①上記、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)の(1)に同じ。 ②1月に4回以上、生活機能向上に資するリハビリテーションを実施。 ③リハビリテーションの実施頻度・場所・時間を計画する。		
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	4,080円/月	開始月から 6月以内	生活行為の内容の充実を図るため、リハビリテーションの目標・実施頻度・場所・時間等を計画書に定めて、リハビリテーションを計画的に実施する。リハビリテーション実施期間中及びリハビリテーション提供終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告する。リハビリテーションマネジメント加算(A)・(B)のいずれかを算定している事。事業所の医師又は医師の指示を受けたセラピストが利用者宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する。		
若年性認知症利用者受入加算	196円/日	1日につき	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定める。		
栄養アセスメント加算	164円/月	1月につき	管理栄養士を1名以上配置している。利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。		
栄養改善加算	653円/日	1回につき	管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能・食形態に配慮した栄養ケア計画の作成と、進捗状況の定期的な評価を行なう。また、必要に応じ居宅を訪問する。原則3月以内、月2回を限度。		
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅰ)	66円/日	1回につき	事業所の従業者が、利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び航空機機能向上加算との併算不可)		
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅱ)	17円/日	1回につき	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)		

介護給付対象

加算

口腔機能向上加算(Ⅰ)	490円/日	1回につき	他職種が共同し口腔機能改善管理指導計画を作成し、ST・看護師等が口腔機能向上サービスを行い、進捗状況を定期的に評価する。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	506円/日	1回につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。リハマネ加算(ハ)を算定している。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	522円/日	1回につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。リハマネ加算(ハ)を算定していない。原則3月以内、月2回を限度。
重度療養管理加算	327円/日	1日につき	要介護3～5であり、喀痰吸引、人口呼吸器、中心静脈注射、人工腎臓、心機能障害、呼吸障害、膀胱又は直腸の機能障害でストマ配置、経鼻胃管、胃ろう、褥瘡治療、気管支切開の方に継続的な管理と処置を行う。
中重度者ケア体制加算	66円/日	1日につき	前年度に要介護度3以上の利用者の占める割合が30%以上であった場合。
科学的介護推進体制加算	131円/月	1月につき	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
事業所が送迎を行わない場合	-154円/日	片道につき	利用者が自ら通う場合、ご家族が送迎を行う場合等。
移行支援加算	39円/日	1日につき	前年度に通所リハビリテーションを終了した利用者のうち、通所介護等への移行や社会参加に取り組んだ者の占める割合が5%を超えている。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	72円/日	1日につき	介護福祉士を70%以上配置、または、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	59円/日	1日につき	介護福祉士を50%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	20円/日	1日につき	介護福祉士を40%以上配置、または、勤続7年以上の介護職員を30%以上配置。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(金額)×8.6%		①職位等に応じた任用要件・賃金体系の整備をしている ②資質向上のための計画を策定し、研修の機会を設け実施している ③経験や資格等に応じ昇給する仕組みや、定期昇給を判定する仕組みや一定の基準を設けている ④賃金改善以外に職場環境改善等の取組を実施している
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位(金額)×8.3%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	総単位(金額)×6.6%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位(金額)×5.3%		

【介護予防通所リハビリテーション(要支援)】

基本報酬	介護区分・金額		サービス内容や要件等
	要支援1	要支援2	
	7,403円/月	13,800円/月	
若年性認知症利用者受入加算	784円/月	1月につき	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定める。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,835円/月	開始月から6月以内	生活行為の内容の充実を図るため、リハビリテーションの目標・実施頻度・場所・時間等を計画書に定めて、リハビリテーションを計画的に実施する。リハビリテーション実施期間中及びリハビリテーション提供終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告する。事業所の医師又は医師の指示を受けたセラピストが利用者宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する。
栄養アセスメント加算	164円/月	1月につき	管理栄養士を1名以上配置している。利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
栄養改善加算	653円/月	1月につき	管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能・食形態に配慮した栄養ケア計画の作成と、進捗状況の定期的な評価を行う。また、必要に応じ居宅を訪問する。原則3月以内。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	66円/月	1月につき	事業所の従業者が、利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び航空機能向上加算との併算不可)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	17円/月	1月につき	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報をケアマネジャーに提供する。6月に1回を限度。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	490円/月	1月につき	他職種が共同し口腔機能改善管理指導計画を作成し、ST・看護師等が口腔機能向上サービスを行い、進捗状況を定期的に評価する。原則3月以内、月2回を限度。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	522円/月	1月につき	上記(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施にあたり、当該情報その他口腔衛生管理の適切な実施のための情報を活用している。原則3月以内、月2回を限度。
一体的サービス提供加算	1,567円/月	1月につき	①栄養改善サービス・口腔機能向上サービスを実施している。 ②栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかを1月に2回以上行う。 ③栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定していない
退院時共同指導加算	1,959円/月	1回につき	入院中の者が退院する際、通所リハビリテーション事業所の医師又はセラピストが退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行い、リハビリテーション計画書に反映。
科学的介護推進体制加算	131円/月	1月につき	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	288円/月	1月につき	介護福祉士を70%以上配置、または、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	235円/月	1月につき	介護福祉士を50%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	79円/月	1月につき	介護福祉士を40%以上配置、または、勤続7年以上の介護職員を30%以上配置。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(金額)×8.6%		①職位等に応じた任用要件・賃金体系の整備をしている ②資質向上のための計画を策定し、研修の機会を設け実施している ③経験や資格等に応じ昇給する仕組みや、定期昇給を判定する仕組みや一定の基準を設けている ④賃金改善以外に職場環境改善等の取組を実施している
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位(金額)×8.3%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	総単位(金額)×6.6%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位(金額)×5.3%		

※介護報酬は所定単位数により算出するので、表記料金と請求料金に誤差が生じる場合があります。

2 介護保険外負担利用料金 \*ご希望によりご利用いただいた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

項目	金額	内容
食費	740/日	昼食・おやつ等の食材費等
利用者等が選定する特別なサービス費	実費	事業所外で行うリハビリテーションプログラムに同行する職員の、それに係る費用(公共交通機関や施設料金等)
教養娯楽費	実費	本人・家族の希望で倶楽部などの娯楽(手芸・手工芸・陶芸等)における材料費
特別行事費	実費	本人・家族の希望で季節行事等や講師を招いて行事を行う場合の費用
テーブルオムツ(税別)	161円/枚	
リハビリパンツ(税別)	200円/枚	
尿とりパット(税別)	47円/枚	
区域外送迎費(税込)	150円/片道	通常の送迎実施地域以外での送迎費用
コピー代(税込)	10円/枚	個人の希望によりB5～A3サイズ内でコピーした場合(カラーコピーはできません)

※オムツ・パンツ・パットは税別(外税)、区域外送迎費とコピー代は税込(内税)の表記となっております。